

再発防止および事業者責任追及に係る
R D最終処分場問題行政対応追加検証委員会

第1回会議資料

(再発防止関係)

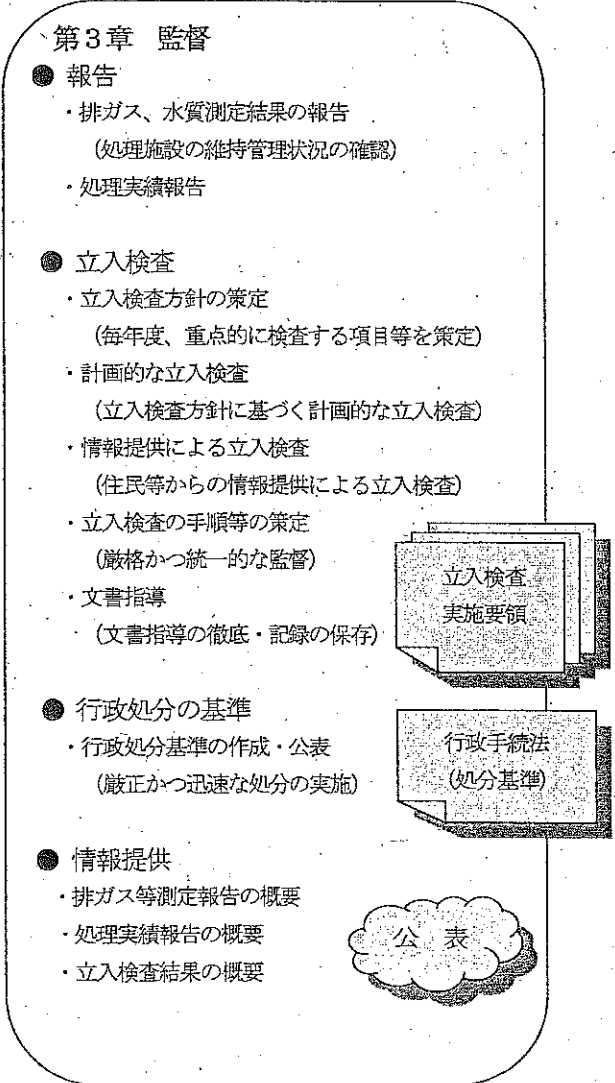
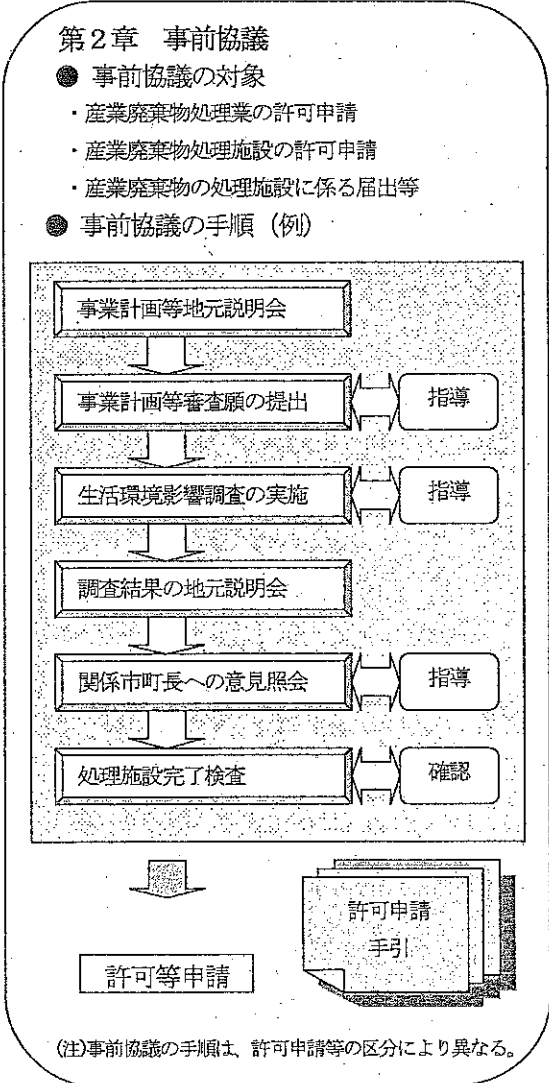
平成23年(2011年)11月18日

滋賀県琵琶湖環境部

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱の概要

平成21年4月施行

- ### 第1章 総則
- 県の責務
 - ・適切な指導・助言・監督、処理業者等の環境保全・情報公開等への取組支援
 - ・職員の資質向上
 - ・産業廃棄物の発生量・処理量の把握
 - ・情報の積極的な公表
 - 処理業者等の責務
 - ・積極的な情報開示、地域住民との信頼関係の醸成
 - ・知識の取得、技術の研さん、従業員への指導・教育



目次

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 産業廃棄物処理業の許可等に係る事前協議 (第5条—第12条)

第3章 産業廃棄物の処理に関する監督 (第13条—第16条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)および滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成5年滋賀県規則第35号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理の推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 収集運搬業者 法第14条第1項または第14条の4第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (3) 処分業者 法第14条第6項または第14条の4第6項の規定による許可を受けた者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 処理施設等 産業廃棄物処理施設その他産業廃棄物を処分する施設および産業廃棄物の積替えまたは保管の場所をいう。
- (6) 処理業者 収集運搬業者、処分業者および省令第9条第2号または第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。
- (7) 処理業者等 処理業者および処理業者以外の者であって産業廃棄物処理施設を設置するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、産業廃棄物の処理に伴い周辺地域の生活環境の保全上支障が生じることがないように処理業者等に対し適切な指導、助言および監督を行うとともに、処理業者が行う環境保全、情報公開等の積極的な取組を支援するものとする。

2 県は、的確に処理業者等に対し指導、助言および監督を行うため、職員の資質の向上に努めるものとする。

3 県は、本県の状況を踏まえた産業廃棄物の適正な処理のための施策を推進するため、県内の産業廃棄物の発生量および処理量を把握するものとする。

4 県は、産業廃棄物について、県内における処理の状況その他適正な処理のために必要な情報を積極的に公表するものとする。

(処理業者等の責務)

第4条 処理業者等は、産業廃棄物の処理に当たっては、この要綱の規定を遵守するものとする。

2 処理業者等は、産業廃棄物の処理に当たっては、周辺地域の生活環境の保全への適切な配慮および処理の状況についての積極的な情報の開示を行い、地域住民との信頼関係の醸成に努めるものとする。

3 処理業者等は、産業廃棄物の適正な処理に関し、知識の修得および技術の研さんならびに従業者に対する指導および教育に努めるものとする。

第2章 産業廃棄物処理業の許可等に係る事前協議

(事前協議)

第5条 次の各号に掲げる許可もしくは指定の申請または届出を行おうとする者（以下「許可申請等予定者」という。）は、当該各号に定める時期までに、次条から第12条までに定める手続を経なければならぬ。

(1) 法第14条第1項、第2項、第6項および第7項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、第2項、第6項および第7項、第14条の5第1項、第15条第1項ならびに第15条の2の6第1項の規定による許可の申請ならびに省令第9条第2号および第10条の3第2号ならびに細則第17条第1項の規定による指定の申請 当該許可または指定の申請を行う前

(2) 処理施設等の設置または変更に係る法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項（省令第10条の10第1項第4号から第6号までに係るものに限る。）および法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項（省令第10条の23第1項第4号から第6号までに係るものに限る。）の規定による届出 当該処理施設等の設置または変更を行う前

(事業計画等審査願)

第6条 許可申請等予定者は、あらかじめ、事業計画等審査願(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画等審査願には、別表の左欄に掲げる許可、指定または届出の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付するものとする。

(事業計画等に係る説明会)

第7条 許可申請等予定者であつて処理施設等の設置または変更をしようとするもの(以下「処理施設等設置変更予定者」という。)は、処理施設等の設置または変更が周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合を除き、前条第1項の事業計画等審査願の提出前に、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域において、次に掲げる内容の説明会を開催しなければならない。

(1) 事業計画の概要

- (2) 処理施設等の設置または変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の実施計画

- 2 前項の説明会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事業計画等審査願に係る指導等)

第8条 知事は、処理施設等設置変更予定者から第6条第1項の規定による提出があつたときは、当該処理施設等設置変更予定者に対し、事業計画または生活環境影響調査の実施計画の内容その他必要な事項についての指導を行うことができる。

- 2 処理施設等設置変更予定者は、前項の指導を受けたときは、当該指導に係る事項に対して適切に対応し、その結果を知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、処理施設等設置変更予定者から提出があつた第6条第1項の事業計画等審査願または前項の規定による報告の内容について適当と認めるときは、その旨を処理施設等設置変更予定者に通知するものとする。

- 4 知事は、処理施設等設置変更予定者以外の者から第6条第1項の規定による提出があつたときは、当該処理施設等設置変更予定者以外の者に対し、法または省令に基づく許可または指定の申請に必要な指示を行うものとする。

(生活環境影響調査の実施)

第9条 処理施設等設置変更予定者は、第7条第1項に規定する場合を除き、前条第3項の規定による通知を受けた後、生活環境影響調査を実施するものとする。

- 2 処理施設等設置変更予定者（法第15条第1項および第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を行おうとする者を除く。）は、前項の規定により生活環境影響調査を実施したときは、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の書類の記載事項については、省令第11条の2の規定を準用する。
- 4 処理施設等設置変更予定者（法第15条第1項および第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を行おうとする者に限る。）は、第1項の規定により生活環境影響調査を実施したときは、法第15条第3項に規定する書類を知事に提出しなければならない。
- 5 前条第1項から第3項までの規定は、第2項または前項の規定による提出があったときについて準用する。この場合において、同条第1項中「事業計画または生活環境影響調査の実施計画の内容その他必要な事項」とあるのは「生活環境影響調査の結果」と、同条第3項中「第6条第1項の事業計画等審査願または前項」とあるのは「次条第2項もしくは第4項に規定する書類または同条第5項において準用する第2項」と読み替えるものとする。

（生活環境影響調査の結果に係る説明会）

第10条 処理施設等設置変更予定者は、前条第5項において準用する第8条第3項の通知を受けたときは、第7条第1項の規定に基づき説明会を開催した地域において、生活環境影響調査の結果についての説明会を開催しなければならない。

- 2 処理施設等設置変更予定者は、生活環境影響調査の結果についての説明会の議事について議事録を作成し、これを知事に提出しなければならない。

（関係市町長への照会等）

第11条 知事は、前条第2項の規定による提出があったときは、関係市町の長に対し、当該処理施設等の設置または変更について、周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見その他参考となる意見を求めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく関係市町の長の意見を踏まえ、処理施設等設置変更予定者に対し、周辺地域の生活環境の保全のために必要な事項その他必要な事項についての指導を行うことができる。
- 3 処理施設等設置変更予定者は、前項の指導を受けたときは、当該指導に係る事項に対して適切に対応し、その結果を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により意見を求めた結果第2項の規定による指導の必要がないと認めるとき、または前項の規定による報告の内容について適当と認めるときは、その旨を処理施設等設置変更予定者に通知するものとする。

(処理施設等完了検査等)

第12条 処理施設等設置変更予定者（法第15条第1項および第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を行おうとする者を除く。）は、前条第4項の通知を受けた後（第9条第1項の規定による生活環境影響調査を実施しなかった場合は、第8条第3項の通知を受けた後）に、これらの通知に係る処理施設等について知事の検査を受け、当該処理施設等が当該処理施設等に係る事業計画に適合している旨の確認を得なければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、処理施設等完了検査申請書（別記様式第2号）に、竣（しゅん）功後の当該処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図その他参考となる書類または図面を添えて、知事に提出しなければならない。

第3章 産業廃棄物の処理に関する監督

(知事への報告)

第13条 次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の設置者は、毎年度、知事が別に定める日までに、知事が別に定める期間における当該各号に定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 政令第7条第3号、第5号、第8号および第13号の2に掲げる処理施設 法第15条の2の4において準用する法第8条の4の規定により記録することとされる事項のうち、省令第12条の7の5第1号ニ、第2号ニまたは第3号ニに掲げる事項

(2) 政令第7条第14号ロおよびハに掲げる処理施設 法第15条の2の4において準用する法第8条の4の規定により記録することとされる事項のうち、省令第12条の7の5第6号ホまたは第7号ニに掲げる事項

2 処理業者等は、毎年度6月30日までに、当該年度の前年度における、委託者ごとかつ産業廃棄物の種類ごとの処理量および処理の方法その他の産業廃棄物の処理の実績について知事に報告しなければならない。

(立入検査)

第14条 知事は、法第19条第1項の立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、毎年度、当該年度において重点的に検査を行う事項等を定めた実施の方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の方針に従い、立入検査を計画的に実施させるものとする。

3 前項に規定するほか、知事は、関係機関、住民等から産業廃棄物の不適正な処理に関する情報の提供があった場合は、速やかに調査を行い、必要と認めるときは、立入検査を実施させるものとする。

4 知事は、立入検査を実施させるに当たっては、次に掲げるところによる。

- (1) 立入検査の実効性の確保のために必要と認めるときは、立入検査の実施の通告を事前に行わせないものとする。
- (2) 統一的な監督を行うため知事が別に定める、検査の項目を記載した立入検査票および実施の手順により実施させるものとする。
- (3) 必要に応じて、処理施設等からの排ガスおよび放流水等の水質の検査を実施させるものとする。

5 知事は、立入検査の結果、産業廃棄物が適正に処理されていない場合であって必要な措置を講ずるよう指導を行うときは、文書により行うとともに、当該指導の結果を記録し、これを保存するものとする。

(行政処分の基準)

第15条 知事は、産業廃棄物の適正な処理の推進のために統一的かつ的確な法に基づく処分が求められていることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準として、次に掲げる事項を別に定め、かつ、これを公にしておくものとする。

- (1) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づき事業の全部または一部の停止を命ずる事由およびその事由ごとの停止の期間
- (2) 法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する情状が特に重いときに該当する事由
- (3) 法第14条の3の2第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可を取り消す事由
- (4) 法第15条の2の7の規定に基づき改善を命じ、または使用の停止を命ずる事由および停止を命ずる事由ごとの停止の期間
- (5) 法第15条の3第1項第2号に規定する情状が特に重いときに該当する事由
- (6) 法第15条の3第2項の規定に基づき許可を取り消す事由

(情報提供)

第16条 知事は、毎年度、当該年度の前年度に第13条の規定により報告のあった事項および同年度に実施させた立入検査の結果の概要を取りまとめ、これを公表するものとする。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年告示第160号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別表（第6条関係）

許可、指定または届出の区分	添付書類
(1) 法第14条第1項の許可の申請（処理施設等を設置しない者に係るものに限る。）	ア 省令第9条の2第1項に規定する申請書の案 イ 省令第9条の2第2項から第5項までの規定により同条第1項の申請書に添付することとされる書類および図面 ウ その他知事が必要と認める書類
(2) 法第14条第1項の許可の申請（処理施設等を設置する者に係るものに限る。）	ア 省令第9条の2第1項に規定する申請書の案 イ 省令第9条の2第2項第1号から第5号までに掲げる書類および図面ならびに同項第8号に掲げる書類（同条第4項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）（これらの書類および図面のうち同条第3項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。） ウ 事業計画等に係る説明会の議事録 エ 生活環境影響調査の実施計画書 オ その他知事が必要と認める書類
(3) 法第14条第2項の許可の更新の申請	ア 省令第9条の2第1項に規定する申請書の案 イ 省令第9条の2第2項から第6項までの規定により同条第1項の申請書に添付することとされる書類および図面 ウ その他知事が必要と認める書類
(4) 法第14条第6項の許可の申請	ア 省令第10条の4第1項に規定する申請書の案 イ 省令第10条の4第2項第1号から第7号までに掲げる書類および図面ならびに省令第9条の2第

	<p>2項第8号に掲げる書類（省令第10条の4第4項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）（これらの書類および図面のうち省令第10条の4第3項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。）</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(5) 法第14条第7項の許可の更新の申請</p>	<p>ア 省令第10条の4第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の4第2項から第6項までの規定により同条第1項の申請書に添付することとされる書類および図面</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(6) 法第14条の2第1項の許可の申請 （収集運搬業者であって処理施設等の設置または変更を行わないものに限る。）</p>	<p>ア 省令第10条の9第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の9第2項において準用する省令第9条の2第2項から第6項までの規定により省令第10条の9第1項の申請書に添付することとされる書類および図面</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(7) 法第14条の2第1項の許可の申請 （収集運搬業者であって処理施設等の設置または変更を行うものに限る。）</p>	<p>ア 省令第10条の9第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の9第2項において準用する省令第9条の2第2項第1号から第5号までに掲げる書類および図面ならびに省令第10条の9第2項において準用する省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類（省令第10条の9第2項において準用する省令第9条の2第4項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）（これらの書類および図面のうち省令第10条の9第2項において準用する省令第9条の2</p>

	<p>第3項および第6項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。)</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(8) 法第14条の2第1項の許可の申請 (処分業者に係るものに限る。)</p>	<p>ア 省令第10条の9第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の9第3項において準用する省令第10条の4第2項第1号から第7号までに掲げる書類および図面ならびに省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類(省令第10条の9第3項において準用する省令第10条の4第4項に規定するとき該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書)(これらの書類および図面のうち省令第10条の9第3項において準用する省令第10条の4第3項および第6項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。)</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(9) 法第14条の4第1項の許可の申請 (処理施設等を設置しない者に係るものに限る。)</p>	<p>ア 省令第10条の12第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の12第2項において準用する省令第9条の2第2項から第5項までの規定により省令第10条の12第1項の申請書に添付することとされる書類および図面ならびに省令第10条の12第3項に規定する場合に該当するときあつては、同項各号に掲げる書類</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(10) 法第14条の4第1項の許可の申請 (処理施設等を設置する者に係るもの)</p>	<p>ア 省令第10条の12第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の12第2項において準用する省令第</p>

<p>に限る。)</p>	<p>9条の2第2項第1号から第5号までに掲げる書類および図面、省令第10条の12第2項において準用する省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類(省令第10条の12第2項において準用する省令第9条の2第4項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書)(これらの書類および図面のうち省令第10条の12第2項において準用する省令第9条の2第3項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。)ならびに省令第10条の12第3項に規定する場合に該当するときにあつては、同項各号に掲げる書類</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(11) 法第14条の4第2項の許可の更新の申請</p>	<p>ア 省令第10条の12第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の12第2項において準用する省令第9条の2第2項から第6項までの規定により省令第10条の12第1項の申請書に添付することとされる書類および図面ならびに省令第10条の12第3項に規定する場合に該当するときにあつては、同項各号に掲げる書類</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(12) 法第14条の4第6項の許可の申請</p>	<p>ア 省令第10条の16第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の16第2項において準用する省令第10条の4第2項第1号から第4号まで、第6号および第7号に掲げる書類および図面、省令第9条の2第2項第8号に規定する書類(省令第10条の16第2項において準用する省令第10条の4第4項に規定</p>

	<p>するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）（これらの書類および図面のうち省令第10条の16第2項において準用する省令第10条の4第3項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。）ならびに省令第10条の16第3項に規定する場合に該当するときにあつては、同項各号に掲げる書類</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
(13) 法第14条の4第7項の許可の更新の申請	<p>ア 省令第10条の16第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の16第2項において準用する省令第10条の4第2項（第5号に係る部分を除く。）から第6項までの規定により省令第10条の16第1項の申請書に添付することとされる書類および図面ならびに省令第10条の16第3項に規定する場合に該当するときにあつては、同項各号に掲げる書類</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
(14) 法第14条の5第1項の許可の申請（法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）であつて処理施設等の設置または変更を行わないものに限る。）	<p>ア 省令第10条の22第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の22第2項において準用する省令第9条の2第2項から第6項までの規定により省令第10条の22第1項の申請書に添付することとされる書類および図面</p> <p>ウ その他知事が必要と認める書類</p>
(15) 法第14条の5第1項の許可の申請（特別管理産業廃棄物収集運搬業者であつて処理施設等の設置または変更を行うものに限る。）	<p>ア 省令第10条の22第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の22第2項において準用する省令第9条の2第2項第1号から第5号までに掲げる書類および図面ならびに省令第10条の22第2項にお</p>

	<p>いて準用する省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類(省令第10条の22第2項において準用する省令第9条の2第4項に規定するときには該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書)(これらの書類および図面のうち省令第10条の22第2項において準用する省令第9条の2第3項および第6項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。)</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(16) 法第14条の5第1項の許可の申請 (法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。)に限る。)</p>	<p>ア 省令第10条の22第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第10条の22第3項において準用する省令第10条の4第2項第1号から第4号まで、第6号および第7号に掲げる書類および図面、省令第10条の22第3項において準用する省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類(省令第10条の22第3項において準用する省令第10条の4第4項に規定するときには該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書)(これらの書類および図面のうち省令第10条の22第3項において準用する省令第10条の4第3項および第6項の規定により添付を要しないものとされたものを除く。)ならびに省令第10条の22第3項において準用する省令第10条の16第3項に規定する場合に該当するときには、省令第10条の22第3項において準用する省令第10条の16第3項各号に掲げる書類</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p>

	オ その他知事が必要と認める書類
(17) 法第15条第1項の許可の申請	<p>ア 省令第11条第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第11条第6項第1号から第6号までに掲げる書類および図面ならびに同項第9号に掲げる書類（同条第7項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
(18) 法第15条の2の6第1項の許可の申請	<p>ア 省令第12条の9第1項に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第12条の9第3項第1号から第6号までに掲げる書類および図面ならびに省令第11条第6項第9号に掲げる書類（省令第12条の9第4項において準用する省令第11条第7項に規定するときに該当する場合は、当該書類または直前の事業年度に係る有価証券報告書）</p> <p>ウ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>エ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p>
(19) 省令第9条第2号の指定の申請 (処理施設等を設置しない者に係るものに限る。)	<p>ア 細則第15条に規定する申請書の案</p> <p>イ 細則第15条第1号に規定する書類および図面</p>
(20) 省令第9条第2号の指定の申請 (処理施設等を設置する者に係るものに限る。)	<p>ア 細則第15条に規定する申請書の案</p> <p>イ 省令第9条の2第2項第1号から第5号までおよび第8号に掲げる書類および図面</p> <p>ウ 細則第15条第1号イおよびウに掲げる書類</p> <p>エ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>オ 生活環境影響調査の実施計画書</p>

<p>(21) 省令第10条の3第2号の指定の申請</p>	<p>ア 細則第15条に規定する申請書の案 イ 省令第10条の4第2項第1号から第3号まで、第6号および第7号に掲げる書類 ウ 省令第9条の2第2項第8号に掲げる書類 エ 細則第15条第2号イからエまでに掲げる書類 オ 事業計画等に係る説明会の議事録 カ 生活環境影響調査の実施計画書</p>
<p>(22) 細則第17条第1項の変更の指定の申請</p>	<p>ア 細則第17条第1項に規定する申請書の案 イ 省令第9条第2号の指定に係るもの(処理施設等の設置または変更を行わないものに限る。)にあつては、当該事業の範囲等の変更に係る(19)の項イに掲げる書類および図面 ウ 省令第9条第2号の指定に係るもの(処理施設等の設置または変更を行うものに限る。)にあつては、当該事業の範囲等の変更に係る(20)の項イからオまでに掲げる書類および図面 エ 省令第10条の3第2号の指定に係るものにあつては、当該事業の範囲等の変更に係る(21)の項イからカまでに掲げる書類および図面</p>
<p>(23) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項(省令第10条の10第1項第4号から第6号までに係るものに限る。)の規定による届出</p>	<p>ア 省令第10条の10第2項に規定する届出書の案 イ 収集運搬業者にあつては、省令第10条の10第3項第4号に掲げる書類および図面 ウ 処分業者にあつては、省令第10条の10第3項第5号に掲げる書類および図面 エ 事業計画等に係る説明会の議事録 オ 生活環境影響調査の実施計画書 カ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>(24) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項(省令第10条</p>	<p>ア 省令第10条の23第2項に規定する届出書の案 イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、省</p>

<p>の23第1項第4号から第6号までに係るものに限る。)の規定による届出</p>	<p>令第10条の23第3項第4号に掲げる書類および図面</p> <p>ウ 特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、省令第10条の23第3項第5号に掲げる書類および図面</p> <p>エ 事業計画等に係る説明会の議事録</p> <p>オ 生活環境影響調査の実施計画書</p> <p>カ その他知事が必要と認める書類</p>
---	--

別記

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第12条関係)

産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）実施要綱

環境調査研究所

1. 目的

国及び地方公共団体等において廃棄物対策業務を担当して日が浅い職員（その他廃棄物・リサイクル行政に一定の経験がある職員を含む）で、実務の中心になっている者を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得させるとともに、全員合宿による研修生相互の啓発・交流を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

- (1) 期間 平成 17 年 12 月 12 日（月）～平成 17 年 12 月 16 日（金）（5 日間）
- (2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木 3-3

3. 教科内容

廃棄物対策研修（産廃アカデミー）教科内容

1 廃棄物処理法の解説（最近の法改正等）	1. 5 時間
2 行政処分の指針解説	1. 5
3 事例紹介（ビデオ）	1. 5
4 会計学の基礎知識（差押え、資産調査、経営体質等）	1. 5
5 事例紹介 （報告徴収及び立入検査による監視指導、措置命令・代執行等による不法投棄・不適正 処理対策、産業廃棄物の支障除去・原状回復等）	16. 5
6 研究成果の発表	3. 0
7 マスコミ・住民対応	1. 5
8 その他	1. 5
合計	28. 5 時間

4. 研修予定人員 50 名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において廃棄物対策業務を担当して日が浅い職員（その他廃棄物・リサイクル行政に一定の経験がある職員を含む）で、実務の中心になっている者
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者

滋賀県廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会

日時：平成 23 年(2011 年)6 月 9 日(木)

13:30～17:00

場所：県庁第二別館 3A 会議室

1. 連絡会案件

(1)有限会社山河商事に係る生活環境影響調査計画書について [湖東]

申請内容：産業廃棄物処理業(中間処理)許可申請(変更)および産業廃棄物処理業
(中間処理)変更届

設置場所：犬上郡甲良町大字小川原 957 番地 他 2 筆

事業区分：破碎(廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/
ガラス陶磁器くず/がれき類)焼却(木くず)

2. その他

- ・ 定期検査通知(本庁、事務所) リストを送付、確認。
- ・ 定期検査、年度立入と併せられるか。

事業者から提出されているアセス実施計画書(産業廃棄物処分業変更許可申請ならびに変更届に伴う生活環境影響調査実施計画書)について検討している。

第 1 回環境担当職員実務研修

日時：平成 23 年 5 月 27 日 (金) 10:00～17:00

場所：草津保健所 3 階会議室

1. 研修

- 廃棄物関連法令概要について

講師：湖北環境・総合事務所環境課

2. 参加者

化学職 10 人、 環境行政職 7 人

近畿ブロック産廃処理対策推進協議会（平成 22 年実施）

○ 法制度部会

府縣市名 京都府

年 月 日	会議開催等事業概要
平成 22 年 5 月 18 日 (京都府内)	第 1 回法制度部会 平成 22 年度の活動方針の検討、決定
平成 22 年 12 月 27 日 (京都府内)	第 2 回法制度部会 平成 23 年度 4 月 1 日の廃棄物処理法の改正について 第 3 回以降の開催日程について
平成 23 年 2 月 2 日 (京都府内)	第 3 回法制度部会 疑義解釈会及び意見・情報交換会にかかる議題案の検討等
平成 23 年 3 月 7 日 (京都府内)	第 4 回法制度部会 疑義解釈会及び意見・情報交換会の実施等

○ 技術研修部会

府縣市名 西宮市

年 月 日	会場開催等事業概要
平成 22 年 6 月 2 日 (西宮市内)	第 1 回 技術研修部会 平成 22 年度の活動方針について
平成 22 年 8 月 30 日 (西宮市内)	第 2 回 技術研修部会 施設見学先の選定、アンケート調査の実施について
平成 22 年 11 月 26 日 (西宮市内)	第 3 回 施設見学会 広島県福山市にある中間処理施設、最終処分場を見学
平成 23 年 2 月 24 日 (西宮市内)	第 4 回 技術研修部会 部会報告書の作成、その他情報交換等

PCB 廃棄物広域処理部会、 不法投棄対策部会の内容は略

平成23年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」

主催 財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

所属及び役職／講師	講習会名	講義科目	講義日時
挨拶者は記入不要	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬／処分課程（更新講習会）	開講・開会 挨拶・概要 説明	平成23年5月10日（火） 09:30～10:00
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬／処分課程（更新講習）	行政概要	平成23年5月10日（火） 10:00～14:30

所属及び役職／講師	講習会名	講義科目	講義日時
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新講習会）	行政概論	平成23年6月28日（火） 10:00～14:00

所属及び役職／講師	講習会名	講義科目	講義日時
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会）	行政概論	平成23年7月12日（火） 10:00～15:30
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会）	行政概論	平成23年11月15日（火） 10:00～15:30

所属及び役職／講師	講習会名	講義科目	講義日時
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新講習会）	行政概論	平成23年6月28日（火） 10:00～14:00

所属及び役職／講師	講習会名	講義科目	講義日時
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	行政概論	平成23年6月29日（水） 9:50～13:40
滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	行政概論	平成23年11月17日（木） 9:50～13:40

「九州環境技術創造道場」

平成23年度受講生募集

～廃棄物技術の専門実務家の人財育成～

1 趣 旨

本市が進める「世界の環境首都」づくりの一環で、優れた環境人財の創出を目的とする「九州環境技術創造道場」を開催しますので、次のとおり平成23年度の受講生を募集します。

この道場で育成する人財は、環境、特に廃棄物分野での実務的な専門知識を有する気概のある技術者であり、受講後は主として九州地域ひいてはアジアの廃棄物問題の総合的な技術者、環境ビジネスのリーダーとしての活躍を期待するものです。

講義では、処分場管理・再生、汚染土壌とその修復、生活環境の修復などの技術について、国内外の最先端の情報を取り入れながら講師との合宿形式による少数精鋭の講義及び討論を行います。

講師陣には、本市エコタウンの有する人的ネットワークを活かして、国内でも有数の大学・民間企業等の技術者を招き、知識偏重教育ではない双方向での討議・交流を行うことで、新たな視点でのビジネス創造や技術開発、環境政策に長けた人財育成が可能となります。

将来的には、循環型社会の構築に資する3R(リデュース、リユース、リサイクル)や中間処理の技術など、多分野での人財育成を目指します。

2 特 色

- 主に九州、アジア地域での廃棄物分野の専門技術者を育成
- 北九州エコタウンを中心とした地域の諸施設を活用
- 一流講師陣による大学院レベルの質の高い講義
- 少数精鋭でのゼミ形式(レポート、自主研究重視)による充実した講義内容
- 廃棄物・土壌汚染等に関する先進かつ実用性の高い技術の習得、施設見学
- 講師との双方向討議により発想力、考察力を育成
- 修了後には「九州環境技術創造道場」会員となり、会員間ネットワークの活用、講師陣への継続的相談が可能

3 これまでの成果

- 平成16年度からこれまでに7回開催(民間・行政から164名が道場を修了)
※年度別内訳:16年度19名、17年度22名、18年度19名、19年度26名、
20年度24名、21年度27名、22年度27名
- 道場修了後においても、修了生が新聞(九州環境技術創造道場新聞)を作成するなど、相互交流を継続
- 道場修了後、講師と受講生が所属する企業との間で共同研究が実現

九州環境技術創造道場 講義概要

第1回 最終処分場Ⅰ (H23.7.22~H23.7.24)

【講師名】	
1 持続型社会概論	【岡本】
<p>現在日本の社会ニーズからみた「ストック型社会転換の必要性」について学ぶ。ヨーロッパの先進諸国は日本より収入が少ないものの、生活にはゆとりが感じられる。この原因について検証し、人口減少の日本が今後どのように進むべきか提言を行う。</p>	
2 廃棄物工学基礎Ⅰ	
①地盤工学及び水文地質	【渡辺】
<p>○処分場が立地する地盤や地形の成り立ち及び岩盤や堆積物の物性や性質について、構造物建設目的とリスク対応目的の両面から解説し、処分場建設に際しての地盤工学上の留意点を学ぶ。 ○最終処分場の計画・建設に当たっては、地質と地下水との関連および地下水の挙動を理解して、施工、防災、維持管理に活用する事が重要である。ここでは、水文地質学の一般を紹介すると共に、「処分場建設と地下水」について、数々の事例から考慮すべき地下水問題について学ぶ。</p>	
②演習	【渡辺】
<p>地形図をもとにした最終処分場の選定、物理探査結果の読み方、地下水水質、地下水流れについて演習を行う。</p>	
3 廃掃法について	【由田】
<p>廃棄物問題が大きく惹起して来た近年、1970年に廃棄物処理法に制定され、それ以降、廃棄物問題の急速な進展と相まって次々と改正が行われ、廃棄物の適正処理から資源有効利用への変遷、2000年に制定された循環型社会形成法へと発展する。その間の諸法律の制定に主として携わった関係者として、日本の廃棄物法の体系の本質をお話したい。</p>	
4 最終処分場システム	【樋口】
<p>最終処分場の機能、施設の機能を学び、廃棄物管理システムの中での最終処分場の位置づけ、最終処分システムの中での諸施設の位置づけを理解する。また循環型社会における最終処分場のあり方について考える。</p>	
5 立地と環境アセスメント	【樋口】
<p>環境アセスメントを進めるにあたって環境要素と調査項目等についての講義と、インパクトマトリックス作成などの演習を行う。</p>	
6 廃棄物工学基礎Ⅱ	
①環境化学(バイオ、POPs等)	【堀井】
<p>最終処分場の浸出水処理対策を検討する際に必要な環境化学の基礎について解説する。併せて、埋立廃棄物の化学性状や浸出水質の経年変化を理解するための基礎知識(生物化学等)についても学ぶ。また、実務面で有用な有害化学物質(重金属、DXNs等微量有害物質)の特性についても概説する。</p>	
②環境土壌学	【島岡】
<p>埋立廃棄物は、生物・化学・物理学的作用を受けて安定な性状へと変化し、この過程は土壌化に通じる。ここでは、廃棄物の安定化を理解する上で必要な土壌の意義と役割、土壌の有機物、土壌の生物性・化学性・物理性について学ぶ。</p>	
③演習	【堀井、島岡】
<p>廃棄物埋立地で見られる物理学・化学、さらには土壌学に関する現象の中で、定式化されているものを取り上げ、演習問題を解くことによって理解を深める。また、環境化学の講義で説明した中で、最終処分場分野に必要な化学反応・生物反応等の基礎について具体的な演習問題を行って理解を深める。</p>	
7 埋立地の安定化	
①安定化システム(1)	【島岡】
<p>有機物主体の埋立廃棄物、焼却残渣等の無機物主体の埋立廃棄物では、安定化システムが大きく異なる。ここでは、有機物の微生物分解のメカニズム、炭素・窒素の循環、無機物の溶出機構など、埋立地の安定化において見られる様々な現象を学ぶ。</p>	
②安定化システム(2)	【堀井】
<p>管理型最終処分場における安定化とは何か？安定化を促進するためにはどのような方法があるのか？等について、安定化促進実験の結果を事例として示しながら、埋立地の安定化手法と廃止促進のあり方を学ぶ。</p>	

九州環境技術創造道場 講義概要
第2回 土壤汚染・有害物質 (H23.8.26~H23.8.28)

		【講師名】
1	土壤汚染の現状(土壤汚染の現状、メカニズム等)	【伊藤】
<p>土壤汚染の原因から地盤中での拡散メカニズムを概説し、日本を中心とした土壤汚染の現状とビジネスとしての動向について解説する。</p>		
2	環境債務(土壤汚染における紛争事例—法律の解釈等)	【山本】
<p>土壤汚染対策件数の増加に伴い紛争事例も増加している。紛争に係る法律は土壤汚染対策法に限られておらず、むしろ土壤汚染対策法上の紛争は少ないといえる状況にある。これらの現状を実例に基づいて説明する。</p>		
3	汚染土壤の調査・対策(調査法、対策、新技術)	【伊藤】
<p>土壤調査の課題と方向性、汚染土壤の対策工法の考え方、新技術について解説する。また、併せて今後の土壤汚染浄化技術の方向性についての意見交換を行う。</p>		
4	リスクマネジメント(企業リスク、情報開示、土地売買等)	【山本】
<p>土壤・地下水汚染リスクに関して、土壤汚染対策法と企業リスク、情報開示のポイント、土地売買における問題点・注意事項について、現場経験に基づく具体的事例に重点を置いた解説を行う。</p>		
5	(演習) 事例対応、企業リスクマネジメント	【山本】
<p>土壤・地下水汚染の具体的事例に基づき、基本事項を踏まえ、企業リスクマネジメントの問題点、あり方などについて考える。</p>		
6	不法投棄等による環境汚染と修復	【西田】
<p>不法投棄による環境汚染が生じた場合の対応について、社会的側面(原因者に対する法的対応・財政支援制度)と技術的側面(調査方法、対策手法、評価手法)から、三重県桑名市事案を事例に解説する。</p>		
7	地下水汚染(地下水理、汚染メカニズム、解析例)	【伊藤】
<p>地下水理の基礎、汚染物質の種類と拡散の基本的性質などを概説し、基本的なメカニズムを中心に評価・予測を行うためのシミュレーションの解析例などについて解説する。</p>		
8	廃棄物・汚染土壤処理業	【嶋本】
<p>一般廃棄物、(特別管理)産業廃棄物、汚染土壤、埋設廃棄物、災害廃棄物などの収集運搬、中間処理、最終処分、再資源化業務の現状を大栄環境グループの取り組み事例を中心に紹介する。</p>		
9	汚染土壤と微生物(汚染とDNA、バイオ浄化)	【谷口】
<p>硫化水素は硫酸還元菌、アンモニアは硝酸還元菌、メタンはメタン生成菌と、それぞれのガス産生に微生物が関与していることは古くから知られており、また酸化分解する菌も存在する。ここでは、土壤の複雑な細菌叢を培養せずに一度に検出する方法を学び、廃棄物処分場のガス対策に生かす。</p>		
10	(演習) 事例対応・調査、対策と技術	【伊藤】
<p>これまでの講義内容を踏まえ、現実の問題に近いケースを設定し、土壤汚染問題に対する技術的対応などについて考える。</p>		
11	討議	【花嶋、伊藤】
<p>第2回の課題についての討議や、最終講義での論文発表におけるテーマの決定等についての議論、相談を行う。また具体的な土壤汚染例および不法投棄現場をベースにしたリスクマネジメントから技術的対応について共に考える。</p>		

九州環境技術創造道場 講義概要
第3回 最終処分場Ⅱ (H23.10.28~H23.10.30)

		[講師名]
1	現地見学及び講義	【樋口】
北九州エコタウンにおける技術開発・実証研究やエコタウン企業、海面処分場の視察、及び、福岡大学資源循環・環境制御システム研究所と新日鉄エンジニアリング北九州環境技術センターにおいて講義を行う。		
2	浸出水処理システム	【牛越】
管理型処分場より排出される浸出水の処理システム(集水、取水、調整設備、導水設備、水処理設備)等に関して解説すると共に、調整設備、浸出水処理設備の規模の決定法およびBOD、COD等の汚濁物質を処理し環境負担を低減する浸出水処理技術について学ぶ。		
3	しゃ水工	【押方】
埋立地には、浸出水が外部に流出して地下水等を汚染しないよう難透水性の層や膜が設けられている。ここでは、しゃ水工のあり方、技術基準、計画・設計・建設・維持管理における留意点などについて学ぶ。		
4	不適正処分場の適正化(キャピラリーバリアについて)	【興侶】
一部の産業廃棄物最終処分場問題に端を発した住民不安の拡大等を背景に、最終処分場の信頼回復を目的として平成10年に技術基準の強化、維持管理基準及び廃止基準の明確化等、廃棄物処理法の抜本的な改正がなされた。このような背景の下で、大野城市は処分場のカバーリングにキャピラリーバリア工法を採用した。この技術の実験例が少ないので、この技術の有効性や問題点を中心に紹介する。		
5	最終処分場維持管理の課題と対策	【中村】
準好気性最終処分場の維持管理とは、具体的にどのような業務なのか、また、その維持管理業務の現状と課題を抽出し、課題解決の糸口について考察する。		
6	循環型社会について	【鹿子木】
全国エコタウンの一番バッターとして、容り法の立上げに携わり14年、PETボトルリサイクルの最前線で感じている課題や重要な視点を紹介し、自分なりに目指す「循環型社会について」をお話したい。		
7	海面埋立	【島岡】
海外ではあまり存在しない、我が国の固有とも言える海面埋立処分である。陸上埋立処分と比較しながら、(1)海面埋立処分の社会資本としての位置づけ、(2)海面埋立処分の安定化メカニズム、(3)解決すべき課題等について述べる。		
8	溶融	【長田】
廃棄物を焼却や溶融処理した後の残渣を再利用するために、適切な溶融処理を行えば再利用可能なスラグとすることができる。ここでは、廃棄物の残渣を有効利用するための溶融処理方法について学ぶ。		

九州環境技術創造道場 講義概要
第4回 新技術、まとめ (H24.1.20~H24.1.22)

【講師名】	
1	<p>これからの最終処分場 (WOW・早期安定化技術・再生・資源保管) 【樋口】</p> <p>埋立前処理、既設処分場早期安定化、資源化処理のための廃棄物洗浄システムについて、研究開発状況、実施例を解説する。</p>
2	<p>クローズドシステム処分場 【押方】</p> <p>クローズドシステム処分場は埋立地の上部に覆蓋を設け、景観や地域環境に配慮するとともに埋立地内外の各種要因や処分場の機能を制御できる施設である。ここでは、このシステムを用いた処分場の実施例から現状の技術及び将来のあり方について学ぶ。</p>
3	<p>塩類対策と再利用 【牛越】</p> <p>高濃度の塩類を含む浸出水、焼却灰洗浄排水等を脱塩処理した場合、脱塩処理水と共に濃縮排水が発生する。ここでは、濃縮排水中に含まれる塩類を電解法、乾燥精製法等により工業的に再利用する技術について学ぶ。</p>
4	<p>廃棄物物流 【川崎】</p> <p>廃棄物資源の最適な物流システムについては十分な具現化が図られていない。トラック中心の廃棄物(静脈)輸送に加えて、JR貨物、船舶輸送等を組み合わせた、正にCO²削減も視野に入れた輸送モードの最適化が必要である。エコタウン事業の経験も踏まえ、持論を展開する。</p>
5	<p>住民対応とリスクコミュニケーション 【中島】</p> <p>不適正処分場の環境修復に関して、住民と行政の「対立構造」の状況から、「協議の段階」、「協働・協創の段階」への変遷のプロセスにおける建設的で双方向のリスクコミュニケーションの重要性等について、三重県四日市市事業を事例に解説する。</p>
6	<p>CDMについて 【栗田】</p> <p>京都議定書に基づき世界各地で実施されているCDMプロジェクトの概観と清水建設が取り組んでいる埋立処分場メタン回収プロジェクトについて解説を行う。</p>
7	<p>受講生によるプレゼンテーション 【運営委員】</p> <p>道場で学んだことを活かして、各自、環境関連(廃棄物)のテーマを設定し、パワーポイントを用いてプレゼンテーションを行う。</p>
8	<p>インドネシア国スラバヤ市におけるコンポストシステムの開発普及 【高倉】</p> <p>スラバヤ市におけるコンポスト技術の開発普及事例を通じて、コンポスト技術の基礎理論の整理と海外協力時の現地での技術の最適化の重要性について解説する。</p>
9	<p>討議 【運営委員】</p> <p>全講義を振り返っての総括的な討議を行う。またこの道場を通じて得た知識、人脈の活かし方等についての議論、意見交換を行う。</p>



滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱(平成21年滋賀県告示第77号。以下「要綱」という。)第14条の規程および産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領(以下「要領」という。)に基づく平成23年度の立入検査方針ならびに、要綱に定めのない一般廃棄物処理施設等の廃棄物関係施設についての立入検査実施計画は以下のとおりとする。

1. 要綱第14条第1項に定める重点的に検査を行う事項

- (1) 法改正に伴う維持管理情報の公開等への対応について、確認を行う。
- (2) 積替保管を含む収集運搬業および中間処理業に係る廃棄物保管施設について、許可申請書図面との整合を確認し指導を行う。
- (3) がれき類の破碎施設等の破碎施設において、石綿含有産業廃棄物等の処理状況について、確認を行う。
- (4) 最終処分場について、施設状況等に応じて適宜複数回の立入検査を行う。

2. 実施方法

- (1) 産業廃棄物処理業者等(自社処理施設を含む)が設置する産業廃棄物処理施設等(収集運搬業に係る積替保管施設を含む)

・ 立入検査の実施に当たっては、要綱および要領の規程に基づき立入検査を実施するものとする。

【目標】 立入検査の実施率 100%(平成23年度)

- (2) 一般廃棄物処理業者等(市町および事務組合を含む)が設置する一般廃棄物処理施設

・ 立入検査の実施に当たっては、要綱および要領の規程を準用し、(1)と同様に立入検査を実施するものとする。

【目標】 立入検査の実施率 100%(平成23年度)

- (3) その他の立入検査対象施設

- ① PCB 特別措置法に係る事業所への立入検査

・ PCB 廃棄物保管届出事業所において、処理が実施されるまでの保管状況を確認し、必要に応じて指導を行う。

【目標】 立入検査の実施率 100%(平成22~26年度の5年間)

(主な検査事項)

・ PCB 保管施設について、掲示板の設置、腐食破損等による漏出のおそれがないか等、保管基準への適合状況等を届出と照合し確認する。

- ② 自動車リサイクル法に係る事業所への立入検査

・ 解体場所や破碎(破碎前処理)場所における使用済自動車や廃油等の保管場所等について、許可申請書(届出書)図面との整合性および使用済自動車等の保管基準への適合性や油水分離装置での排水の処理状況等を確認し、必要に応じて指導を行う。

【目標】 立入検査の実施率 100%(平成22~24年度の3年間)

- 1) 解体業者

(主な検査事項)

・ 引き取った使用済自動車や解体自動車が適正に保管(囲い・掲示板を含む)されているか。
・ 回収物品であるエアバッグ類、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等が必ず回収され、適正に保管(掲示板含む)、引き渡し(処分)されているか。

- ・ 燃料採取場所や解体作業場所が整理され、廃油の流出が認められないこと。
- ・ 事業所に標識が掲示されているか。
- ・ 作業上の事故・トラブルの発生状況、苦情の有無および対応状況等を把握。

2) 破砕業者

(主な検査事項)

- ・ 引き取った解体自動車や破砕前処理された解体自動車が適正に保管(囲い・掲示板含む)されているか。
- ・ 破砕前処理施設や破砕施設で、廃棄物保管基準を逸脱していないか、特に、廃棄物の飛散流出がないこと。
- ・ 事業所に標識が掲示されているか。
- ・ 作業上の事故・トラブルの発生状況、苦情の有無および対応状況等を把握。

3. 立入対象

(1) 産業廃棄物処理業者等(自社処理施設を含む)が設置する産業廃棄物処理施設等(収集運搬業に係る積替保管施設を含む)

- ・ 立入検査対象施設については、表1のとおりとする。

表1 産業廃棄物処理施設および積替保管施設設置状況(産業廃棄物処理施設台帳(平成22年度末)による)

管轄	産業廃棄物処理業者					自社処理業者 (脱水施設除く)	
	処分業者			収集運搬(積保)業者		業者数	許可 施設数
	業者数	許可 施設数	その他 施設数	業者数	施設数		
直轄	3	2	1	0(うち処分業0)	0	0	0
南部	22	21	29	7(うち処分業6)	8	1	2
甲賀	32	34	29	6(うち処分業4)	6	7	7
東近江	16	21	15	14(うち処分業4)	14	6	7
湖東	24	18	24	8(うち処分業6)	8	3	4
湖北	16	13	17	4(うち処分業3)	5	4	5
高島	4	4	1	0(うち処分業0)	0	1	1
計	117	113	116	39(うち処分業23)	41	22	26
		229					

注) 許可施設数については、埋立終了の最終処分場を含み、工事中で使用前検査を実施していない最終処分場は除く。

注) 処分業者については、再生活用業者を含む。

注) 業者数については、管轄毎に集計しており、業者によっては複数の管轄で処理施設を設置しているものがあるため、業者数の計は実数を上回る。

(2) 一般廃棄物処理業者等(市町および一部事務組合を含む)が設置する一般廃棄物処理施設
立入検査対象施設については、表2のとおりとする。

表2 一般廃棄物処理施設設置状況(平成22年度末)

管轄	一般廃棄物処理施設			
	処理施設総数	焼却施設		最終処分場数
		事業主体数	施設数	
南部	19	4	8	5
甲賀	6	1	3	1
東近江	20	2	5	9
湖東	9	1	3	3
湖北	13	1	4	4

高島	10	1	2	6
計	77	11	41	28

注) 焼却施設数については、複数炉を有する事業主体については1炉毎に計上する。

注) 最終処分場数には、埋立終了の最終処分場を含み、工事中で使用前検査を実施していない最終処分場は除く。

(3) その他の立入検査対象施設

① PCB 特措法に係る事業所への立入検査

・立入検査対象施設については、表3のとおりとする。

表3 PCB 保管届出事業所状況(平成21年度末の届出事業所数による)

管轄	届出事業所数
南部	177
甲賀	128
東近江	140
湖東	118
湖北	139
高島	47
計	749

② 自動車リサイクル法に係る事業所への立入検査

・立入検査対象施設については、表4のとおりとする。

表4 解体業者および破砕業者状況(平成22年度末)

管轄	業種	解体業	破砕業	
			破砕前処理	破砕処理
南部		13	1	1
甲賀		14	2	0
東近江		16	3	0
湖東		12	3	2
湖北		17	2	0
高島		5	0	0
計		77	11	3

注) 業者数については、管轄毎に集計しており、業者によっては複数の管轄で解体業あるいは破砕業(破砕前処理を含む)を行っている事業者があるため、業者数の計は実数を上回る。

4. 行政検査の実施

立入検査対象施設に係る行政検査については、別添検査計画表1~3に基づき実施するものとする。

5. 立入検査結果の記録

立入検査については、要領に定める『最終処分場立入検査票』等各処理施設に係る立入検査票(様式1-1~1-4)、『PCB 廃棄物保管事業所検査票』、『自動車リサイクル法立入検査票』を適宜利用することにより、その結果を記録すること。また、必要に応じ写真等の記録により、処分等の状況を把握すること。

立入検査の結果については、要領の規定に基づき立入検査報告書(様式4-1~4-2)により所属長あて報告すること。

廃棄物処理施設に係る行政検査計画表1(平成23年度)

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 市町等行政が設置する焼却施設(許可対象(届出)施設のみ) 事業者が設置する焼却施設(処分業に供する施設にあつてはDXN特措法対象規模以上の施設、自社処理に供する施設にあつては許可施設のみ)
検査数等	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から23年度までの3年間で全施設に対して排出ガス検査を実施する。 ※ 市町等行政が設置する焼却施設等:11自治体等、27施設 事業者が設置する焼却施設:28事業者、31施設(うち休止中8施設) 平成23年度においては、16施設に対して煙道排出ガス検査を実施予定。 ※ 1事業所において、複数施設がある場合は、施設の稼働状況等を参考に1施設を対象として検査を実施する。 ※ 平成21年度から23年度までの3年間で全施設に対して検査を実施する。 なお、今年度分の検査施設数および検査日程等については、採取・分析機関と調整する。
検査項目	ダイオキシン類、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素
検査時期	平成23年7月~平成24年3月
採取・分析機関	委託業者

(参考)事業者が設置する焼却施設(平成22年度末)

管轄	自社		処分業	
	業者数	施設数(稼働中)	業者数	施設数(稼働中)
南部	1	2(0)	3	3(3) ₂
甲賀	1	1(1)	7	8(8) ₆
東近江	3	3(0)	4	4(4) ₄
湖東	2	2(2)	5	5(4) ₁
湖北	1	1(1)	0	0(0) ₀
高島	1	1(0)	0	0(0) ₀
計	9	10(4)	19	20(19) ₁₃

注) 処分業については、検査対象としてDXN特措法の対象施設も含めており、稼働中の許可施設数については、内数として下付きで示す。

注) 業者数については、管轄毎に集計しており、業者によっては複数の管轄で処理施設を設置しているものがあるため、業者数の計は実数を上回る。

1 報告徴収および立入検査の実績

(1) 廃棄物処理法第19条第1項に基づく立入検査

	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
立入検査対象施設数	387	376	434	414
立入検査実施施設数	387	376	379	306
立入検査実施率(%)	100.0%	100.0%	87.3%	73.9%
年間延べ立入検査数	434	405	517	542

※立入検査の対象としている施設は、産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第15条の許可施設(①処分業者、②自社処理)、③その他の産業廃棄物処分業者の施設、④収集運搬業者の積替保管施設、⑤一般廃棄物処理施設)となっており、平成22年度当初現在の内訳はそれぞれ①111、②27、③105、④39、⑤94となっている。

(2) 廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告の徴収

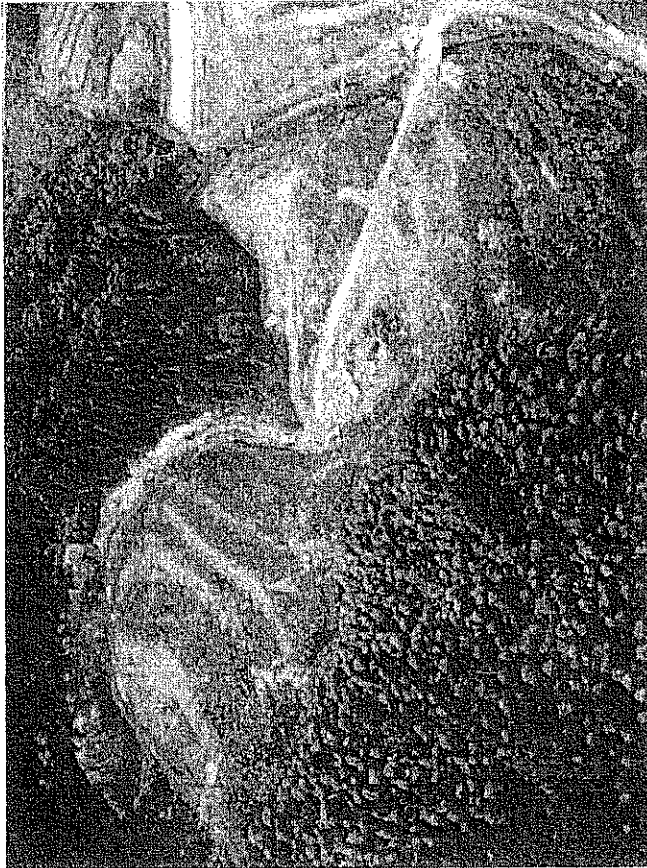
	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
法第18条に基づく報告徴収件数	0	4	3	7

2 行政処分件数の実績

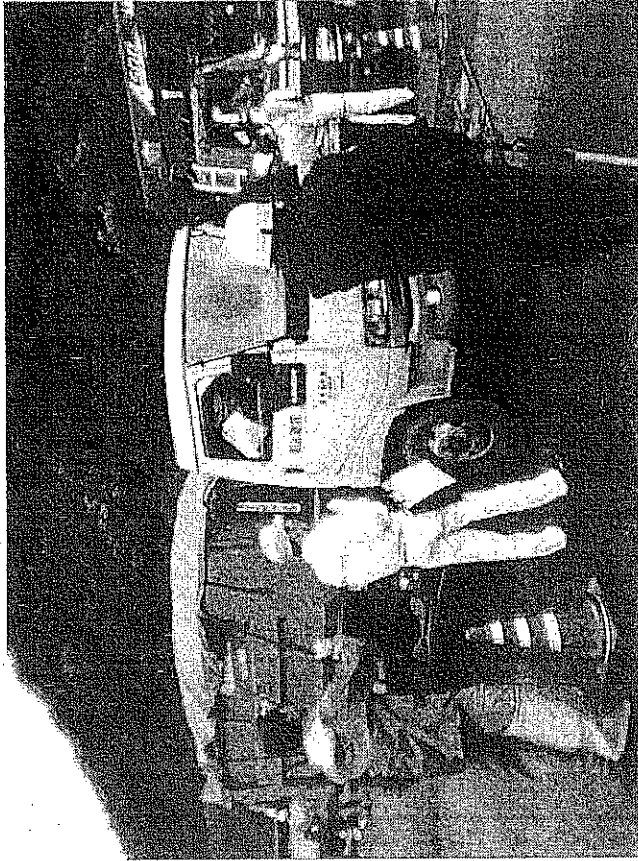
	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
産廃処理業の許可の取消し	11	11	6	3
産廃処理業の全部停止命令				
産廃処理業の一部停止命令				
特管産廃の処理業の許可の取消し		2	1	
特管産廃の処理業の全部停止命令				
特管産廃の処理業の一部停止命令				
産廃処理施設の設置許可の取消し		1	1	
産廃処理施設の改善命令				2
産廃処理施設の使用停止命令				
処分、保管、収集運搬に係る改善命令				1
処分者等に対する措置命令				
排出事業者に対する措置命令				

平成21年度から大津市管轄分が分離

スカイパトロールおよび路上検問の状況



左 スカイパトロール



右 路上検問

平成23年度路上検問実施結果

○県内実施分

実施状況		実施結果				
実施主体	実施時間	本庁	参加市・事務所	検査台数	違反車両	備考(指導事項等)
本庁(大津市)	6月2日 10:15~11:00	4名	南都(2名) 大津市(5名) 京都市(4名) 京都市(5名)	11台	1台	指導事項無し
県税(甲賀)	6月15日 13:30~15:00	3名	甲賀(3名) 東近江(2名)	27台	3台	マニフェスト不携帯 1台

○県外実施分

実施状況		実施結果				
実施主体	実施時間	本庁	参加市・事務所	検査台数	違反車両	備考(指導事項等)
三重県	5月31日 10:30~12:00	3名	甲賀(2名) 南都(3名)	24台	0台	指導事項無し
京都府(京都市)	6月7日 9:00~10:45	4名	南都(2名) 大津市(2名) 3	20台	18台	マニフェスト不携帯 3台 マニフェスト記載不備 2台 その他(土砂内に廃棄物混入車両)1台
福井県	6月21日 13:30~15:30	3名	高島(2名)	68台	4台	マニフェスト記載不備 3台

○実施予定

実施主体	実施予定日	実施予定場所	参加予定県・事務所
本庁(湖北)	10月4日(火)	湖北事務所管内	本庁、湖北、湖東、岐阜県
本庁(甲賀)	10月6日(木)	甲賀事務所管内	本庁、甲賀、東近江、南都、三重県
本庁(高島)	10月27日(木)	高島事務所管内	本庁、高島、福井県
岐阜県	11月10日(木)	岐阜県内	岐阜県、本庁、湖北